

青森県報

第四千二百六十七号

平成二十九年
二月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

保安林の指定施業要件の変更予定	(林 政 課)	一
保安林の指定施業要件の変更	(同)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
肥料登録事項の変更	(食の安全・ 安心推進課)	五
建設業者の許可の取消し	(上北地 域 民 局)	五
右 同	(同)	六
右 同	(下北地 域 民 局)	六

告 示

青森県告示第百三十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の

規定により告示する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字小童子山一の一三三、一の一六六、一の一七七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町

役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、

次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用

する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野三六の九、三六の二四、三六の二六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢一の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢一の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更
ケーズデンキ五所川原パワフル館 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四 六の外	ケーズデンキ五所川原店 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四 六の外	平成 三・二・二六 年月日

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
ダイワロイアル株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 越智壮	ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 二 代表取締役 原田健	平成 三・二・二七 (住所) 三・四・一 (代表者 の氏名)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 七の一〇 代表取締役 井上元延	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	平成 三・二・二七 (住所) 三・二・二六 (代表者 の氏名)

四 届出年月日

平成二十九年二月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十九年二月二十七日から同年六月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年六月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ五所川原店

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二
 代表取締役 原田健
 三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業を行う者に関する事項	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前九時	平成 二九・三・一
大規模小売店舗の営業を行う者に関する事項	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	平成 二九・三・一

四 届出年月日

平成二十九年二月八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十九年二月二十七日から同年六月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年六月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シヨッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 浅野雅晴

2 株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上恵右

3 有限会社コンノ

むつ市金谷二丁目一六の一

代表取締役 紺野健治

4 三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 白石正

三 変更しよつとする事項

大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	平成 二九・三 一
刻び閉店時刻	刻び閉店時刻	刻び閉店時刻	刻び閉店時刻	年月日
来客が駐車場を利用するに時間がかかる	来客が駐車場を利用するに時間がかかる	来客が駐車場を利用するに時間がかかる	来客が駐車場を利用するに時間がかかる	
午後九時三十分から午後十一時三十分まで	午後九時三十分から午後十一時三十分まで	午後九時三十分から午後十一時三十分まで	午後九時三十分から午後十一時三十分まで	
午後八時三十分から午後十一時三十分まで	午後八時三十分から午後十一時三十分まで	午後八時三十分から午後十一時三十分まで	午後八時三十分から午後十一時三十分まで	

四 届出年月日

平成二十九年二月八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年二月二十七日から同年六月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年六月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録事項の変更

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更年月日
青森県第三七二号	なたね油 すかつ及 その粉末	御なたね 油の菜種	特定非営利活動 法人菜の花トラ スト 上北郡横浜町字 林ノ脇七九の一 二	平成 二九・二 七
			特定非営利活動 法人菜の花トラ スト むつ市大字田名 部字下道四	

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社成健工業
- 二 代表者の氏名 成田 誠
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西十三番町六三の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第三五五六号

五 取消年月日 平成二十九年二月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木村興業

二 氏名 木村 孝

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字七百七二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二八)第五〇〇六一九号

五 取消年月日 平成二十九年二月九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小松工業

二 氏名 小松 豊

三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町本町一九八の一八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第六〇〇一四四号

五 取消年月日 平成二十九年二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------